

決裁区分	部長	課長	課長代理	担当	起案	分類	0・2・4
丙	諸星	志村	志村	久保谷	石原	起案	29・5・12
						決裁	29・5・12
						施行	・

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	□ 平成 年度 第 回 本部会		
	■ 平成 29 年度 第 1 回 公共施設使用料見直し プロジェクトチーム		
	■ 平成 29 年度 第 1 回 公共施設使用料見直し ワーキンググループ		
開催日時	平成 29 年 5 月 11 日 (木) 午前 10 時 0 分 ~ 午前 11 時 30 分		
開催場所	議会第 1 会議室		
出席者	市民部長	福祉部長	こども健康部長
	環境産業部長		
	生涯学習文化振興課長	文化会館長	図書館長
	スポーツ推進課長	地域福祉課長	高齢介護課長
	こども育成課長	健康づくり課長	
	カルチャーパーク課課長代理(総務担当)	市民相談人権課課長代理(人権・同和担当)	
	政策部長	公共施設マネジメント課長	
	事務局	公共施設マネジメント課主査	
議 題	1 条例案等の確認及び調整 2 附属設備・貸出物品について		
配付資料	資料 1 条例案・新旧対照表・改定案一覧・規則の概要		
	資料 2 条例案修正概要		
	資料 3 - 1 附属設備・貸出物品の抽出と利用料設定の方向性(素案)		
	資料 3 - 2 附属設備・貸出物品一覧		
会 議 結 果			
1 条例案等の確認及び調整			
<p>① 前回のPTで「70歳以上の共用利用を無料化」について、その根拠などについて意見が出ていたが、整理はどのようか。現場でも「なぜ70歳なのか」という質問に答えられるような理由付けをすべき。 ⇒すでに「70歳」を基準に使用料設定を行うおおね公園温水プール(都市公園条例)との整合や利用者割合(財政運営上の影響)を勘案しているが、理由付けについては、さらに検討したい。</p> <p>② 条例議決後の規則改正は各施設所管課の対応か。決裁の取りまとめは行うのか。 ⇒事務作業は各所管課の対応となるが、副市長・市長への決裁は取りまとめたい。</p> <p>③ 定期的企業使用について、規則に規定する「算定基準」とはどのようか。 ⇒現在2年目となる試行(低使用時間帯の有効活用)では、施設のフルコスト(公共施設概要調査による管理運営費+減価償却費)を面積割しているが、この基準を規定することを想定している。</p> <p>④ 定期的企業使用は契約に近い考え方のようだが、申請手続などはどのようか。利用者に負担にならない方がよい。また、「使用料」ではない表記も考えた方がよい。 ⇒きちんと内容の審査を経る形になるので、様式も別に決めていく必要があるが、利用者の負担増にならないよう配慮したい。また、手続は、担当課との直接のやり取りになるので、現場の窓口の手を煩わせることはないと考えている。</p> <p>⑤ 新規に有料化する施設の券売機設置のための予算について ⇒補正予算を組む場合でも条例案の議決後になり、それでは準備が間に合わない場合には、当面は現金処理ということも想定している。券売機の経費や利用件数の見込みなどを勘案して対応を検討していただきたい。</p>			

⑥ 減免の基準（案）について、例えば、小・中学校の取扱いが施設間で異なる（50%減額と100%免除）等の課題に対応できていないところがある。また、減免の適用に疑義が生じた場合、全庁的な調整を図るような仕組みは考えているのか。

⇒すべての事例を統一して規定できれば良いが、施設の特異性などから統一が図れなかったり、規定の解釈論になる面も出てくる。今後、規則の制定作業のみならず、運用開始後もこのWGは継続していくので、疑義が生じた事例などを共有していきたい。

⑦ 「はだのっ子応援券（仮称）」について、この制度の立案の経緯はどのようなか。

⇒子育て支援策の一環として方針にも記載していたもの。当初は減免基準の1項目にする案もあったが、地域貢献券と同様に、補助に近い形の運用としたい。交付施設のみでの運用とし、すでに他規定による減免や応援券による減額が行われた場合には交付しない等、濫用を防ぐ仕組みは設けたいと考えている。

⑧ 施設の運営委員会等への情報提供はどのようなか。

⇒昨年の秋に各団体から頂いた意見については、一覧にして団体へフィードバックしていただいた。それらの意見も勘案したうえで策定した改定案を現在掲示していただいていると思うが、減免の基準など、今後、規則で規定していく内容については、必要であれば各施設で対応していただきたい。

2 附属設備・貸出物品について

① 前回PT・WGでも議題としたが、貸出物品については、将来の更新や修繕のタイミングで利用料の設定を行う。したがって、条例議決後に作業していく規則改正においても、その時点で料金設定を行うものはないと考えている。さまざまな意見があると思うので、利用料設定の方法などは今後時間をかけて検討していきたい。

② 健康器具など、それが施設を利用するきっかけとなっていたり、その物品が自由に使用できるから施設を使用するという場合もある。どのように利用料を設定していくのか理念があればよいと思う。

⇒線引きは非常に難しいことは承知している。

備考